

第3回 伊予市空家等対策審議会 議事進行

日時：平成30年2月21日（水） 10:00～10:40

場所：伊予市役所 3階庁議室

■次 第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 事
 - (1) 伊予市空家等対策計画(案)の修正について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - (3) その他
4. 閉 会

■議事録

1. 開会	
事務局	➤ 皆様、おはようございます。
一同	➤ おはようございます。
事務局	➤ 定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度、第3回伊予市空家等対策審議会を始めさせていただきます。 ➤ 本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。 ➤ ただ今より、本日の審議会の進行をさせていただきます。よろしくお願い致します。 ➤ （配布資料確認） ➤ それでは、開会にあたりまして、本審議会会長より、ご挨拶を申し上げます。
2. 会長あいさつ	
会長	➤ 皆さん、おはようございます。
一同	➤ おはようございます。
会長	➤ 年度末のお忙しいところ、また確定申告など大変なところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 ➤ 計画策定の審議会は、今回が最終回ですので、本日は「とりまとめの会」で、皆さんに確認していただくことがたくさんあると思います。 ➤ また、円滑な審議にご協力いただければと思いますので、よろしくお願い致します。
事務局	➤ ありがとうございました。

- ここで、委員の皆様の出欠状況をご報告いたします。
- 本日、B委員からは他の用務のため、欠席の連絡がございました。
- 以上によりまして、本日は、全9名のうち、8名の皆様にご出席いただいておりますので伊予市空家等対策審議会条例により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。
- なお、B委員に先日お話を伺いましたところ、本日の議事1「伊予市空家等対策計画案」の追加・変更箇所に対して特に意見はありません、との回答がありましたことを、お伝えします。
- それでは、これより議事に移らせていただきます。
- 審議会条例第6条により、議長は「会長」が務めると規定されていますので、これより先の議事進行は、会長にお願い致します。

3. 議事

3-(1). 伊予市空家等対策計画(案)の修正について

会長

- はい、それでは、改めて議事の進行に入りたいと思います。
- ご協力のほど、よろしくお願い致します。

事務局

- それでは、早速なのですが、議事3(1)ですね。伊予市空家等対策計画案の修正についてということで、修正内容について、事務局から説明をお願いします。
- 失礼します。資料1「伊予市空家等対策計画案」をご覧ください。
- 座って説明させていただきます。失礼いたします。
- まず、修正箇所を説明する前に、本日の審議会が「伊予市空家等対策計画の策定」に関する最終の会議となります。
- 本日の議事をもちまして、「伊予市空家等対策計画」の内容をご承認いただけたものとして、今後の手続きなどを行いますので、よろしくお願い致します。
- 前回の審議会で、ご指摘やご提言を受けました事項、及び1月22日から29日に委員の皆さまや市の関係各課からの指摘事項を受け、修正したものが本日の資料、伊予市空家等対策計画(案)の修正版となっています。
- 1月22日時点の「伊予市空家等対策計画案」からの修正・追加箇所は、赤文字又は赤線囲いで表記していますので、その箇所のみ、ご説明いたします。
- まず、表紙の日付を「平成30年3月」としています。
- 次に、2枚めくっていただきまして、計画全体での修正ですが、「あきや」の表現については、「空き家バンク」など固有の名称以外は、空家法に基づき「空家」、ひらがなの「き」を除いた表現で統一しています。
- 次に5ページ目、ページ下部の注記について、「住宅・土地統計調査における」という表現を追加しました。
- 注記については、本文中の表現との対応を考え、「※印+数字」に統一しています。
- また、6ページ下部のように、本文の表現とリンクしない注記については「* : アスタリスク」で統一しています。
- 次に24ページ目、1の(2)について、1月22日時点では「地域住民との協働」

としていましたが、「地域住民との連携」に修正しています。

- これに併せて、文章についても、「市民及び地元自治会との連携を強化します。」から「連携し取り組みます。」に修正しています。
- 同ページ、1の(3)については、庁内の関係課からの指摘を踏まえ、関係法令から「災害対策基本法」と「災害救助法」を削除しました。
- 次に27ページ目、空家等に関する庁内の相談体制について、総務課から指摘がありましたので修正しています。
- 次に29ページ目、空家等の調査に係る「step1-2 空家等候補の抽出」について、水道利用者情報だけ記載していましたが、住民票や住宅地図、GIS等を活用する内容を追加しました。
- 次に34ページ目、住宅リフォームに関する愛媛県の補助制度「住宅等リフォーム木材利用促進事業」の概要をページの下部に追加しました。
- これに併せて、32ページ、34ページの「具体的な取組」の中に、愛媛県の補助制度に関する記述を追加しました。
- 次に52ページ目、特定空家等の判定及び措置の概要について、「市職員による現地確認(外観目視)」から「立入調査通知」までの手続きの流れが、39ページのフロー図と整合しない箇所がありましたので、39ページに合わせて、52ページの図を修正しました。
- 次に55ページ目、住宅・土地統計調査の数値に関する注意事項について、3段目の項目名を「統計表の数値」から「住宅・土地統計調査結果の数値」に修正しました。
- これは、60ページから67ページの集計表において、「総数」と「内訳の合計」とが一致しない箇所が多く、その理由を55ページの3段目に記載していましたが、その説明箇所が分かりにくいとの指摘を受け、修正したものです。
- 住宅・土地統計調査の数値については、各指標ごとに1の位を四捨五入しているため、「総数」と「内訳の合計」とが必ずしも一致しない状況となっています。
- 以上、「伊予市空家等対策計画案の修正箇所」について説明を終わります。

会長

- はい、ありがとうございました。
- ただ今、修正箇所の説明がありました。少しご確認いただきながら、これらの内容について、ご質問やご意見があれば、発言していただければと思います。
- 最初の、全体の表現で言うと「空家」の「き」を除いた表現になっている。これは「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という。)に基づいた変更ということです。
- ちなみに、3ページの下部の図の「空き家」については、このままの表現で良いのでしょうか。

事務局

- この図については、このままの表現とします。
- この図は、愛媛県のパンフレットより引用していますので、その表現のまま使うこととしています。

会長

- 5ページの注釈については、「住宅・土地統計調査における」とつけることで、「空き家」の定義が、この調査に拠るものであると明確に表現した、というのが

このページの修正箇所となります。

- また、全体を通してですが、注記の中で番号が付いているものと、付いていないものの使い分けについては、文章の文言に係るものは「※印+数字」で、全体的な説明に係るものは「*アスタリスク」で統一をしたということが、変更した箇所ということです。
 - 24ページについては、以前は「協働」という表現にしていたましたが、「連携」に変更しているということです。
 - また、関係機関との連携の中で、災害対策基本法と災害救助法は、関係がないということで削除となっています。
 - 27ページについては、空家に関する庁内の体制ですが、総務課が対応する相談内容が修正されているということです。
 - 29ページ中段のところですが、step 2の1のところ、空家の候補、その所在をどのように調べていくのか、という手順についてです。水道閉栓の情報だけではなく、住民基本台帳の内部情報を活用したり、住宅地図やGISを使ってということ。GISというのは、30ページ下部の注記にあります。地理情報システムという、コンピュータ上の地図にさまざまな情報がインプットされているものがあります。これらを使って、空家等の候補を抽出するという内容で、さまざまな情報を使って空家等の候補を抽出するという内容が追加されています。
 - 32、34ページでは、「住宅等リフォーム木材利用促進事業」という県の制度について、空家を中古住宅として流通させるための支援を含め、制度があるということが追加されています。
 - 52ページでは、特定空家等の判断に関する手順について修正しているということです。この審議会の役割も、このページで明記されています。特定空家等の判断を、この審議会で行った上で、指導・助言、勧告、事前通知、意見書の提出、命令の順に行い、行政代執行に至るという流れを整理していますので、確認していただけたいと思います。
 - 55ページでは、数値の表記、表の下段に「住宅・土地統計調査結果の数値」とあるように、数値を足し算しても合計と合わないことがある、と明記されています。
 - 大きな修正事項としては、以上の箇所が、事務局の説明としてありました。
 - 皆さんから、ご意見があれば出していただきたいと思います。
- C委員
- 「あきや」の「き」が入っているか・いないかについて、先程少し説明があったと思うが、5ページの県資料からの引用や9ページなどは「空き家」だが、その他市の施策などでは「空家」になっている。もう少し分かりやすく説明して欲しい。
- 事務局
- 「空き家」については、既存の施策などホームページ上で公開しているもの、市では空き家バンクとか、国では住宅・土地統計調査の用語とか、一部の補助制度とか。参照元として相手があるものや、法律基準で表現が「空き家」と定められているものについては、元の表現と整合が取れなくなるおそれがあるので「空家」としています。
 - 「空家」という「き」を除いた表現については、空家法という法律の中で「あきや」を「空家」と表現しており、この空家等対策計画の作成も同法に定められていることから、「空家」を基本的な表現として使用しています。
 - そのため、この計画の中では、「き」を除いた「空家」という表現が適切な表現といえます。

- 会長
- 非常に混乱しやすいことだと思います。
 - 国の出した法律（空家法）が「き」を除いた表現になっており、それに合わせて表記したため、基本的には「空家」となっています。
 - ただ、既存の調査項目や固有名詞として「空き家」となっているものについては、「き」を除いてしまうと整合性が取れなくなるので、そのまま「き」を残しているということです。
 - 表現が混在して分かりにくい状態になっていますが、これから空家法の考え方が普及していくと、「き」を除いた表現の「空家」に統一していくと思います。
 - それを見越して、最初は混在して分かりにくい部分もありますが、できるだけ「き」を除いた「空家」の表記を主とする判断をしたものと思います。
 - よろしいでしょうか。
- C委員
- はい。
- 会長
- 「あきや」の表現について、気になる方が多いと思いますので、計画書のどこかに注釈を入れますか。
- C委員
- 今は「空き家」をよく見るので、表現が変わると、特別に扱い方が変わる、という印象を持ちます。
- 会長
- この計画では「空き家」の表現に統一するもの良いと思いますが、将来的には「空家」が主になってくると思います。
- 事務局
- ご意見を踏まえまして、「あきや」の表現については大事なことですので、目次の2ページ目の余白部分に注釈を追加します。
 - よろしいでしょうか。
- C委員
- はい。
- 会長
- ありがとうございます。
 - 他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。
- D委員
- 41ページからの空家法について、基本的には、この空家法に則したかたちで、これから進めていくことになるものと思います。
 - この中で、第十条の2に「都知事は」とあるのですが、他では「都道府県知事」とあるのに、ここだけ「都知事」となっている理由は？
- 会長
- これは「特別区」に対しての表記で、特別区に関するのは「都知事」だけになるので、このような表現になっているものと思います。
 - 第十条の中で、市町村長の権限について規定していて、都知事は「特別区」に対して同様に権限がある、ということだと思います。
- D委員
- 分かりました。
- 会長
- 他に気になるところはありますか。
 - はい、ありがとうございます。それでは、次の説明に行きたいと思います。

3-(2). 今後のスケジュールについて

- 会長
- それでは、議事3(2)、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。
- 事務局
- 資料2をご覧ください。

- 先程も申し上げましたように、「伊予市空家等対策計画の策定」に関する審議会は本日が最終日となります。
- 本日の審議会でもいただいたご意見を「伊予市空家等対策計画（案）」に反映し、答申ののち、庁議で承認を経た後、3月1日から20日まで、伊予市ホームページでパブリックコメントを募集する予定となっています。
- パブリックコメントでもいただいたご意見を「伊予市空家等対策計画（案）」に取り入れて最終調整を行います。その後、委員の皆様に対しまして、内容に関する最終確認をお願いする予定です。最終確認の方法は、パブリックコメントでもいただいた内容により、さまざまな方法が考えられますが、まずは会長に報告し、対応を考え、承認を得た上で決定し、進めていきたいと思っております。
- パブリックコメントの内容によっては、4回目の審議会も考えています。
- 以上、「今後のスケジュール」について説明を終わります。

会長

- はい、ありがとうございました。
- 今後のスケジュールについて、気になることがあれば。
- また、先程の計画書の内容についても、併せてご意見がいただければと思います。
- これから、この内容でパブリックコメントで市民に意見を求めて、どのようなものが出るかによりますが、軽微なものであれば私に一任していただく、というのが市の予定とのことです。
- 内容によって、皆様のご意見が必要な場合は、もう一度皆さんに呼びかけて審議会を開くということになると思います。
- パブリックコメントでどのような意見が出たか、ということは皆さんにお伝えする、ということでしょうか。

事務局

- その予定です。

会長

- 内容によっては私に一任していただいて、その後、皆さんにご案内する形になると思います。

E委員

- パブリックコメントを求めるにあたって、市のホームページでの公開だけですか？

事務局

- 市HPで計画案の公開と、市役所と中山・双海の地域事務所で計画案を印刷し設置することとしています。
- パブリックコメントの実施の周知については、HPと広報いよしに掲載します。

E委員

- ご年配の方では、ホームページの閲覧は難しいのでは？
- 広報に大きく載せないと見てもらえないと思う。
- しっかりと宣伝しないと、市民の方には伝わらないと思います。

会長

- その辺りの周知をしっかりとしないと、という話ですね。
- 今の話ですと、広報でお知らせをして、原本を本庁と各地域事務所に設置して閲覧できる状況にすることと、ホームページに掲載するかたちになるかと思いません。
- 他に、もっと伝えて行くための方法について何か考えはございますか。

F委員

- 回覧板を活用してはどうでしょうか。

事務局

- ただ今のご意見について、広報に別刷りで空家等対策計画をいれるためには1万部程度、回覧という形で空家等対策計画を周知するためには1400部程度、かなりの数の印刷物が必要になります。また、対象が伊予市全域になりますので、広報、回覧の記事を仕分けする日程の調整が必要となります。調整が可能であれば対応を検討したいと思います。
- 印刷物の関係と、パブリックコメントの公開を3月1日からと予定していますので時間的な関係とがありますので、今回は、回覧板で記事を回すのは難しいと思います。
- その辺りについては、一度確認します。

会長

- スケジュール的に難しいということですね。

G委員

- 広報の中に載せるということですが。

事務局

- 広報への掲載については、半ページ程度に「空家等対策計画に対して意見公募を求める」という内容で、計画書そのものを載せるわけではありません。

G委員

- 確かに、広報の中に計画書の全体が載るとは思いませんが。
- 市民の意見を求めるからには、計画書の全体をみてもらわないといけないと思う。
- 先程、回覧板で、という意見がありましたが、地域のことであれば記事を読みますが、それ以外となると。それに、ある程度読んだら、次の人に回さないといけない。自分だけで独占することは出来ない。
- そうなると、多くの人は読まないと思います。

会長

- 回覧板も良い伝達手段だとは思いますが。
- 広報の記事について、「閲覧してください」というだけでなく、計画の骨子が載るようなスペースを確保して、今後の空家対策の方針などを掲載しては同でしょうか。
- 市のほうで、広報誌の掲載スペースの確保は難しいでしょうか。

G委員

- 新聞でいう見出しのようなものを出し。

会長

- よく「〇〇が決まりました」という記事は見ますね。
- ただ、「これから空家法が適用されます」ということに対して「ご意見を募集します」とかいう記事は、あまり見ないように思います。
- 広報誌では、少なくとも見出しとか、「〇〇のことが決まりますので、ご意見ください」というような記事が出せればと思うのですが。
- そのあたりは、いかがでしょうか。

事務局

- 皆様のご意見を踏まえて、可能な限り対応できるか検討したいと思います。
- 提出期限や文字数の制限もありますし、3月広報に間に合わせなければいけませんので、締切に間に合うようであれば、できる限りご意見を反映できるように対応します。

B委員

- 広報に記事を書けるにしても、「空家等対策はこのような方法で取り組んでいきます。詳しいことはホームページをご確認の上、ご意見をお願いします」というような書き方にしていただき、本当に興味のある方に、ご意見をいただけるようなかたちにするのが良いと思います。
- 興味のある方が、次のステップに入り込めるというようなかたちで、広報に記

- 事を出していくのが良いと思います。
- 事務局
- できる限り対応します。
 - →後日、委員さんからいただいたご意見から、広報の案内文を変更する、周知方法の検討等可能なことを確認したが今回は困難であった。計画完成後、文字数の制限もあり全ての内容の掲載は不可能であるため、骨格を掲載する方法をとるようにする。（上記内容につき、委員全員へ連絡を行い承諾を得る。）
- 会長
- はい。ありがとうございます。
 - 他にご意見はございますか。
- H委員
- パブリックコメントの内容によって、もう一度審議会を開くということですが、スケジュールを見ると、3月20日から31日の間に開催する、ということになるのでしょうか。
 - このスケジュールで3月31日に公表するとなると、審議会の開催日は、その期間になるのかと思うのですが。
- 事務局
- パブリックコメントの内容によっては、このスケジュール通りにいなくなることも考えられますが、その調整については今は置いておき、一応の予定として、今年度末までに公開する予定としています。
- H委員
- このスケジュールで必ず収めなければならない、ということではないのですね。
- 事務局
- その通りです。
 - 今のところ、県から報告依頼がきましたので、伊予市は、3月末までに空家等対策計画を策定する予定となっておりますと報告しています。ちなみに、県内の他市町もその多くが3月末公開を目標に空家等対策計画の策定を進めていますので、このようなスケジュールとしています。
 - でも、パブリックコメントのでいただいたご意見によっては、現時点では予定していませんが、来月に審議会を開き、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っています。
- 佐藤委員
- 年度末の時期に、この10日間の間に審議会を開くとなると、各自の調整が大変ではないかと思いましたので。
- 事務局
- 会長と協議させていただき、協議が必要と判断されるようなご意見があれば、期間をずらして、4月以降に審議会を開くことも検討します。
- C委員
- 審議会は、年度を越しても大丈夫ということですか？
- 会長
- 委員の任期はもう1年ありますので、招集については、年度を越えても問題ないということだと思います。
- 事務局
- その通りです。
- 会長
- パブリックコメントの意見によって、空家等対策計画の内容を変えないといけないような状況になれば、3月31日までということではなくて、委員の皆さんと協議する時間をとって対応するというこのようになります。
 - では、他にご意見ございませんか。
 - 今後のスケジュールだけでなく、計画の内容についてでも構いません。
 - ここで承認いただくと、パブリックコメントに進めることになりますので。
 - よろしいでしょうか。
- 各委員
- はい。

3-(3). その他

会長

- それでは、議事3(3)、その他について、皆さんから何かご意見ありましたら。
- いかがでしょうか。
- それでは、3回の審議会を通して、皆さんからそれぞれの立場でご意見をいただきましたと思います。皆さんのご意見を反映したものが、この計画としてまとまったと言えると思います。
- あとは、市民の方のご意見を伺った上で、今後、どのように空家等対策を展開していくのかについては、パブリックコメントが締め切られた後、私と事務局とで協議し、その内容を委員の皆さんにお伝えしながら、再度審議会を開くかスケジュール通りに進めるかについては、私に判断を一任させていただければと思います。
- 軽微な変更については、私の方で確認して対応していきたいと思います。
- 今後の進め方としては、このような方法でよろしいでしょうか。

各委員

➤ はい。

会長

- ありがとうございます。
- それでは本日の議事はこれで終わりとしまして、これからの進行は事務局にお返ししたいと思います。
- 大変皆さん、ご協力ありがとうございました。

4. 閉会

事務局

- 失礼します。
- 今回いただきました「あきや」の注釈について計画書に反映し、修正したものを会長にご確認いただき、会長の承認を得たものをパブリックコメントで公開したいと思います。
- それでよろしいでしょうか。

各委員

➤ はい。

事務局

- ありがとうございます。
- 3回に渡りまして、皆さまから貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
- 以上で本日の審議会は、終了させていただきます。
- 長時間に渡りまして、ありがとうございました。

会長

- 大変お疲れ様でした。
- 今年度は、最終となるかもしれませんが、来年度も特定空家等の件で、皆さん集まることがあると思いますので、よろしくをお願いします。